

農業委員会総会議事録

第9回農業委員会

1. 開会日時 令和4年2月28日（月）午前9時23分
2. 閉会日時 令和4年2月28日（月）午前10時04分
3. 場 所 豊山町役場 3階 会議室3・4

4. 出席者

委員（全16人中15人出席）

出席者

1 番 鈴木康由	9 番 河村賢治
2 番 筒井直樹	10 番 坪井保夫
3 番 小出尚武	11 番 坪井兼俊
4 番 石黒 優	12 番 坪井佳雅理
5 番 戸田克之	14 番 岡島義広
6 番 水野 満	15 番 安藤茂市
7 番 池山春雄	16 番 坪井善樹
8 番 高柳由宗	

欠席者 13番 柴田祥一

事務局 3名

事務局長	早川 建設課長
事務局員	江崎 係長
事務局員	富田 主任

5. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 議案
 - (1) 下限面積の決定・公表について
 - (2) 農地法第3条許可申請について
- ⑤ 報告事項
 - (1) 農地法第3条届出受理状況について
 - (2) 農地法第4条届出受理状況について
 - (3) 農地法第5条届出受理状況について
- ⑥ その他
 - (1) 農業委員報酬について

6. 配布資料

- ①資料1 下限面積の設定について
- ②資料2 農地法第3条許可申請について
- ③資料3 農地法第3条届出受理状況について
- ④資料4 農地法第4条届出受理状況について
- ⑤資料5 農地法第5条届出受理状況について
- ⑥資料6 農業委員報酬支払額

7. 議事内容

【開会】

事務局長

本日は、お忙しい中、農業委員会に参集していただきましてありがとうございます。

定刻より早いですが、只今より令和3年度第9回豊山町農業委員会総会を開催いたします。資料は事前に配布したもののみであります。よろしかったでしょうか。

それでは、会長よりごあいさつ申し上げます。

【会長あいさつ】

安藤会長

おはようございます。最近少しずつですが暖かくなってまいりました。

新型コロナウイルス感染症は感染拡大が続いており、まん延防止等重点措置が継続しています。そんな中、総会にお集まりいただき、ありがとうございます。また、1月の総会は議案がなく、開催しませんでしたので、年明け最初の総会です。今年は防災拠点施設整備の開発に伴い、農業委員会活動がせわしくなるのではないかと考えております。皆様の協力を得て、今年1年も活動してまいりたいと思います。

本日は、議案2件、報告事項3件、その他事項1件であります。よろしく願いいたします。

【出席人数確認】

安藤会長

それでは、総会に入ります。まず出席者ですが、農業委員16名中出席者15名で定足数に達しておりますので、ただ今から農業委員会総会を開会します。

【議事録署名者指名】

安藤会長

議事録署名者を指名いたします。

5番 戸田克之委員と6番 水野満委員を議事録署名者に指名しますのでよろしくお願いいたします。

【議 案】

安藤会長

本日の議案は2件です。それでは、議案第8号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは資料1 議案第9号 「下限面積の決定・公表について」
をご説明申し上げます。

【議案第8号 下限面積の決定・公表について、説明】

下限面積とは、農地法第3条の許可要件の面積のことです。経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから許可後の面積が一定規模以上でないとは許可されないとするものです。この面積については、農地法で北海道は2ヘクタール、都府県は50アールとされています。参考に下限面積参考資料をご確認ください。1ページめくっていただきまして裏面に農地法（3条抜粋）という資料があると思いますが、その枠で囲った部分に規定されています。改正前の農地法では、地域の状況に応じて、県が定めておりまして、豊山町の場合はその面積が2反（20アール）だったのですが、新法施行により、農業委員会が定めることとされました。そのため、平成21年11月に農業委員会でこの面積をどうするかということをご審議いただき、県が定めた2反を踏襲することとされました。また、国から通知が出され、その中で、毎年下限面積を検討することとされていますので、提案させていただきました。今年の数値は参考表のとおりでありまして、昨年と大幅に状況が変わっているということとはございません。また、下限面積を占める世帯は全体のおおよそ4割とされておりますので、本日配布しました議案第8号のとおり、現行の2反のままとするのが適切であると事務局では考えています。よろしくご審議をお願いします。

以上で説明を終わります。

安藤会長

議案第8号 下限面積の決定・公表についての説明が終わりました。
ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A 委員

神明・金剛地区に計画している防災拠点施設整備により、一団の農地がなくなります。下限面積の設定が適正なのか。また、地権者の中には農地の代替地はほしい方がいます。そこで下限面積20アールというものが高い設定になる可能性があります。いかがでしょうか。

事務局

まず地権者の方から下限面積等について、先日要望書をいただきました。今後、状況に応じて検討してまいります。

B 委員

県内市町村の下限面積状況を参考でいただきたい。

事務局

下限面積の設定について、議案上程する際に参考資料で添付するようになります。

B 委員

下限面積は各市町村で設定しているのでしょうか。

事務局

そのとおりです。豊山町の農地を取得する場合は、豊山町の下限面積20アール以上が経営面積として必要となり、他市町村の農地を取得する場合は他市町村の下限面積に基づいて、設定されております。

C 委員

今回の開発により農地の代替地を求める方がいると思います。開発によって、例外があるとしたら、その例外が他市町村の下限面積にも適用されるのでしょうか。

事務局

開発による農地取得の例外はありません。豊山町以外の農地を取得する場合は、他市町村の下限面積によって、取得をすることとなります。

D委員

農地の代替地を農業委員会もしくは町があっせんすることはありませんか。

事務局

今後用地交渉を進める中で、地権者の方から代替地を提供してもよいというお話があれば、希望者へあっせんする場合はあることが想定されます。

安藤会長

他に質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第8号 下限面積の決定・公表について、事務局案に賛成の方の挙手を求めます。

『賛成多数』

安藤会長

賛成多数と認めます。

次に議案第9号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは資料2 議案第9号 「農地法第3条許可申請について」をご説明申し上げます。3条の許可申請は農地を農地として利用する際の権利移動の申請です。市街化区域でも市街化調整区域でも同じ手続きとなります。

【議案第 9 号 農地法第 3 条許可申請朗読】

安藤会長

議案第 9 号 農地法第 3 条許可申請についての説明が終わりました。
ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

E 委員

適正に管理されておりますので問題ないと思います。

安藤会長

他に質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第 9 号 農地法第 3 条許可申請について、事務局案に賛成の方
の挙手を求めます。

『賛成多数』

安藤会長

賛成多数と認めます。

以上で議案を終わります。

【報告事項】

安藤会長

それでは、報告事項の農地法第 3 条・第 4 条・第 5 条の届出の受理
状況について事務局の説明を求めます。

事務局

はい、それではまず始めに 3 条届出です。3 条届出は、相続等によ
る農地の権利移動の届出です。

【資料 3 農地法第 3 条届出受理状況朗読】

次に、農地法第4条の届出受理状況について、説明します。

4条届出は、市街化区域内の権利移動を伴わない転用の届出です。

【資料4 農地法第4条届出受理状況朗読】

次に、農地法第5条の届出受理状況について、説明します。5条届出は、市街化区域内の権利移動を伴う転用の届出です。

【資料5 農地法第5条届出受理状況朗読】

以上で、届出受理状況の説明を終わります。

安藤会長

農地法第3条・第4条・第5条の届出受理状況についての報告が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

安藤会長

質問もありませんので報告事項の農地法第3条・第4条・第5条届出受理状況についての報告を終了します。

【その他】

安藤会長

続いて、その他について 事務局からありますか。

事務局長

はい、それでは報酬についてご報告します。

【資料6 報酬について説明】

安藤会長

その他について報告が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

安藤会長

他に質問等もありませんので、その他事項についての報告を終了いたします。

【閉 会】

安藤会長

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終了とさせていただきます。

事務局からその他、何かありますか。

8. その他

事務局

(1) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：令和4年3月28日(月)午前9:30開始

場所：役場2階 会議室1

資料：3月16日頃郵送予定。

(2) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。

(午前10時04分終了)

9. 農地転用件数

1 2月農地転用件数				農地転用累計				
農地法適用条項	件数	面積㎡	地区	農地法適用条項	件数	面積㎡		
3条	許可	0	0.00	青山	3条	許可	4	2,465.00
		0	0.00	豊場				
	届出	1	991.00	青山		届出	8	7,409.61
		0	0.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	11	3,523.00
		1	72.00	豊場				
5条	許可	0	0.00	青山	5条	許可	5	3,724.00
		1	779.00	豊場				
	届出	1	120.00	青山		届出	39	16,036.43
		1	143.00	豊場				

※ 累計については令和3年1月～令和3年12月（再申請分を含む）

10. 農地転用件数

1月農地転用件数				農地転用累計				
農地法適用条項	件数	面積㎡	地区	農地法適用条項	件数	面積㎡		
3条	許可	0	0.00	青山	3条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	0	0.00
		0	0.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	1	382.00	青山		届出	1	382.00
		0	0.00	豊場				
5条	許可	0	0.00	青山	5条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	1	763.00
		1	763.00	豊場				

※ 累計については令和4年1月～令和4年12月（再申請分を含む）

議事録署名人（会長及び出席委員2名）

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政係の窓口で縦覧することができます。